

06春監監第116号

令和6年10月3日

春日市議会議長 様

春日市長 様

春日市監査委員 松 尾 英 二

同 原 克 巳

令和6年度財務監査（定期監査）の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査基準への準拠

本監査は、春日市監査基準（令和2年3月監査委員告示第2号）に準拠して実施した。

2 監査の対象

(1) 所管

市民部（税務課、収納課、市民課、国保医療課）

(2) 内容

令和5年度（出納整理期間を含む。）における財務に関する事務の執行

3 監査の着眼点

監査の対象に係る事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

4 監査の主な実施内容

(1) 監査対象所管から提出された調書の確認

釣銭等現金保管残高確認書、予算流用・充用調書等

(2) 監査対象所管から提出された事績の確認

調定・収入伝票、支出負担行為書、業務委託、工事・修繕、補助金交付などの財務事務に関する起案文書、契約書等

(3) 財務会計システムの記録等の確認

(4) 関係職員への質問、事情聴取

5 監査の実施場所及び日程（期間）

(1) 実施場所

監査委員事務局執務室

(2) 日程（期間）

令和6年7月22日から令和6年9月27日まで

6 監査の結果

監査の対象となった事務の執行については、次に掲げる事項を除き、おおむね適正に実施されているものと認められた。

(1) 市民課（受付戸籍担当）

令和6年2月29日に12,600円（63円はがき200枚分）の資金前渡を受けて購入したはがきについて、郵便切手等受払簿に記載がない。